

前橋市水道局下水道排水設備指定工事店の違反行為に係る事務処理等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、前橋市水道局下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）による前橋市公共下水道条例（昭和37年前橋市条例第54号。以下「条例」という。）第6条の9第1項各号に該当する行為（以下「違反行為」という。）に係る事務処理、違反行為に対する指定の取り消し又は指定の停止（以下「処分」という。）をしようとする場合について必要な事項を定めるものとする。

(違反行為の調査、報告等)

第2条 指定工事店の指定事務又は下水道排水設備工事の管理事務を所管する所属長（以下「所属長」という。）は、指定工事店が違反行為を行った疑いがあるときは、その事実関係の調査を行う。

2 所属長は、事実関係の調査において違反行為が認められたときは、当事者に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導するとともに、下水道排水設備指定工事店報告書（様式第1号）を作成し、水道局長に報告する。

3 所属長は、前項の報告を行うにあたって、当該関係者からてん末書の提出を求めることができる。

(違反点)

第3条 所属長は、前条第1項の調査により認められた違反行為が、別表1に定める違反等の事項に該当するときは、当該違反行為を行った指定工事店に同表に定める違反点を付加する。

2 前項の違反点の適用期間は、最後に違反点の付加を受けた日から、指定停止期間を除き、1年間とする。

(委員会の設置)

第4条 指定工事店の処分の公正の確保及び透明性の向上を図ることを目的として、処分等についての協議を行うため、前橋市下水道排水設備指定工事店審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は水道局長、副委員長は経営企画課長、委員は下水道整備課長、下水道施設課長、水道整備課長及び浄水課長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を統括し、議事その他を掌理する。

4 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員会の庶務は、経営企画課において処理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると判断したときは、委員以外の者その他当該事案に関係のある者の出席を求めることができる。

(回議による決定)

第7条 前条の規定にかかわらず、軽易な事項については、委員の回議をもって決することができる。

(結果の報告)

第8条 委員長は、事案の審査を終了したとき又は回議により決定したときは、その結果を、理由を添えて書面をもって、前橋市公営企業管理者（以下「管理者」という。）に報告しなければならない。

(違反行為に対する措置)

第9条 管理者は、第3条の規定により指定工事店に付加された違反点の合計が別表2に定める点数となったときは、委員長からの結果報告を受けて、同表に定める措置を行うものとする。

2 前項の違反点による措置以外の違反行為の認定及び措置の適用基準は、別表3のとおりとする。

3 指定停止及び指定の取消に関する事務は、経営企画課において処理する。

4 管理者は、第1項及び第2項の措置を行う場合において、必要があると認めるときは、措置の実施と同時に誓約書（様式第2号）の提出を求めることができる。

(意見陳述のための手続)

第10条 管理者は、違反行為の内容が行政処分に相当すると認めるときは、当該処分の名あて人になるべき者について、弁明の機会を付与し又は意見陳述のため聴聞の手続を行うものとする。

2 弁明の機会の付与にあつては、弁明書の提出を求めるものとする。

3 聴聞の実施に当たっては、聴聞通知書により通知する。

4 聴聞は、経営企画課長が主宰する。

5 聴聞を終結したときは、経営企画課長は、速やかに聴聞調書、聴聞報告書及び処分案を作成し、管理者に報告する。

6 その他意見陳述のための手続に関しては、前橋市行政手続条例（平成9年前橋市条例第44号）及び前橋市水道局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程

(平成10年前橋市水道局管理規程第5号)の定めるところによる。

(処分の通知)

第11条 管理者は決定した処分の内容については、被処分者に対し下水道排水設備指定工事店処分通知書(様式第3号)をもって通知を行う。

2 前項の処分を行う場合には、条例第6条の9第2項の規定に基づき、告示を行う。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、指定工事店の違反行為に対する処分等に関し、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年11月12日から施行する。

2 前橋市水道局下水道排水設備指定工事店処分基準は廃止する。

3 前橋市水道局下水道排水設備指定工事店審査委員会要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月3日から施行する。